

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が本年7月1日に施行され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートします。国は、3年間で集中的にこの制度の利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

また、日本の再生可能エネルギー利用は、平成17年の水力発電を除いた実績では、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国に比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

しかし、導入に当たっての課題として、風力発電における送電網整備の強化、太陽光発電におけるメガソーラーの円滑な設置を可能とする農地法の整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用などが挙げられます。加えて、小水力発電導入時の水利権の規制緩和や河川法の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

よって、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり十分な環境整備を図るよう強く要請します。

記

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進するため、投資促進減税・補助金、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充策を実施すること。
- 2 再生可能エネルギーの買取価格・期間の設定におけるルールを明確化し、長期的な将来の見通しと展望に立った買取制度とすること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る各省庁の規制改革を促進するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月25日

上田市議会議長 尾 島 勝